

第25回青森県いじめ防止対策審議会 概要

1 日 時 令和5年5月29日（月）15:00～16:30

2 場 所 青森県庁南棟4階 B会議室

3 出席者

【審議会委員】

竹 中 孝 委員

斉 藤 まなぶ 委員

関 谷 道 夫 委員

鳴 海 春 輝 委員

加 川 香寿美 委員

内 海 隆 委員（欠席）

【県教育委員会】

嵯峨学校教育課長、ほか学校教育課職員（5名）

4 会議概要

（1）会長職務代理者指定

本審議会当日、内海会長が欠席のため、青森県いじめ防止対策審議会条例第3条第5項に基づき、会長職務代理者として関谷道夫委員を指定した。

（2）令和4年度のいじめ防止等の取組について

令和4年度の各県立学校におけるいじめ防止等の取組について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 各校におけるいじめ防止の取組について、どのような取組がいじめ防止につながったのか、子供にとってどのような気付きがあったのか、先生方は何をもっていじめ防止につながったと評価したのかについて、具体的にする必要はある。少しでも具体的な好事例を交えることで、他の学校にも参考になり、良い効果が波及することにつながる。
- 特別支援学校の取組で、良好な関係を築くことがいじめ防止につながるとあるが、良好な関係の対象が教師と被害児童生徒の関係だけではなく、周囲の一緒にいる子供とも良好な関係を築くことで、様々な情報が入るようになり、本格的ないじめ防止につながる。

（3）令和5年度のいじめ防止等の取組について

令和5年度の「いじめ防止等の取組」（「安心できる学校づくり推進事業」、「居場所づくり・絆づくり推進事業」等）について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 「こころの活動支援活動チーム」の派遣について、本来は危機的事態が生じた場合に派遣することになっているが、学校では、保護者がいじめ対応に不満を持ち、学校とトラブルになっている状況がある。重大事態ではないが、そのような状況にも相談できるなど対応できる機

会があればいいと考える。

- 高等学校で生じるメンタルの問題は精神障害に関係することがあり、専門家が対応できる体制を整える必要がある。その体制を遠隔相談に求めるのであれば、遠隔相談の対象を高等学校を中心にとりょうにターゲットを絞ることで効率が良くなると感じる。
- 居場所づくり・絆づくり調査研究事業については、いじめや不登校が減るという効果が期待できる。報告の際は、教師や学校にいる子供がどのような準備をしたのかについてわかるように具体的に報告する必要がある。
- 不登校支援を担う人材の職種について、教育者としての経験も必要だが、教育以外の職種の人材の活用についても、念頭に置く必要がある。
- 不登校支援に関してもいじめ対策と同様に各市町村に役割を持たせながら、連携が取れる人材を配置した方がよいと考える。
- 不登校支援に関して、適応指導教室の設置状況を見ても、市町村間で格差があることから、今後、市町村レベルで統一したものを設置し、小さな自治体であっても居場所を確保できるような方法を検討してほしい。

(4) その他

令和5年度高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研究協議会において実施した講演について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 子供を取り巻く環境の中でのグローバルなネット空間について、現場の教師も子供たちがアクセスしている世界を把握する必要がある。子供たちが実際に接している空間に教師はいないという状況を研修会で埋める必要がある。
- デジタルの活用について、教育界は一般社会より遅いと感じる中で、今後教師が子供たちにどのように教育するのかということは非常に関心が強い。
- 学校への連絡体制について、教師も保護者も働いている中で、アプリやメールを使用するなど、お互いが負担にならない方法を模索してほしい。
- 保護者への連絡・説明については、どのように伝わったのかというのが大事である。様々な受け止め方がある中で、学校と保護者とトラブルにならないように、日頃から十分なコミュニケーションを図りながら対応する必要がある。